

令和7年度第3(61)回岡山県人権政策審議会(事前質問)

資料No. 5

資料No. 3 第6次岡山県人権政策推進指針答申案

	頁	質 問	担当課	回 答
①	54	<p>第6次岡山県人権政策推進指針答申案の文言の修正を検討することは可能か。</p> <p>54ページ3～4行目                      (原文) また、令和6(2024)年7月の最高裁判所判決において、旧優生保護法の規定が違憲とされましたが、<u>ハンセン病の元患者等もその対象に含まれています。</u></p> <p>(修正案) また、令和6(2024)年7月の最高裁判所判決において、旧優生保護法の規定が違憲とされ、<u>ハンセン病の元患者等の受けた被害が改めて認められました。</u></p>	<p>疾病感染症                      対策課</p>	<p>委員の御意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするため下記のとおり修正します。</p> <p>また、令和6(2024)年7月の最高裁判所判決において、旧優生保護法の規定が違憲とされ、ハンセン病の元患者等の受けた被害が改めて認められました。</p>